

消費生活

啓発ポスター決定!



高校生であっても成年年齢(18歳)に達すると、保護者の同意なく契約行為が可能となったことから、秋田公立美術大学附属高等学院の生徒のみなさんに、同年代の目線で消費生活への意識を高めてもらうための啓発ポスターを作成していただきました。ポスターは、消費生活パネル展や広報あきたなどで活用されます。



受賞作品
市民相談センター所長賞▶ビジュアルデザインコース3年 米沢真結さん
消費生活相談員特別賞▶ビジュアルデザインコース3年 池田桃香さん

問い合わせ▶市民相談センター☎(888)5648

池田さんの作品

米沢さんの作品